

○経済産業省
○環境省告示第十号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）第三条第一項第一号二の規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を次のように定める。

令和六年十二月十七日

経済産業大臣 武藤 容治
環境大臣 浅尾慶一郎

温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）第三条第一項第一号二の規定に基づき、熱供給事業者及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱の一メガジュール当りの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

1 熱供給事業者及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、令和五年度において使用された他人から供給された熱の一メガジュール当りの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

（次のよう）は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省イノベーション・環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。）

2 前項の規定により定められた係数を用いて、令和五年度において使用された他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

3 前二項の規定により定められた係数を用いて、令和五年度において使用された他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、○・〇・五三二とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千三百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第三項の規定に基づき、建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十二月十七日

国土交通大臣 中野 洋昌

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 技術力</p> <p>1 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」</p>	<p>第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 技術力</p> <p>1 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」</p>

という。の数（ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数に二までとする。）

(一) 建設業法第十五条第二号イに該当する者（同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第二十六条の六から第二十六条の八までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しないものに限る。）

(二) (略)

(三) 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十九条第一号又は第二号に掲げる者であつて、(一)及び(二)に掲げる者以外の者

(四) (略)

(五) 建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによつて直ちに同法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎工工事試験（建設業法施行規則第七条の三第二号の表とび・土工事業の項第七号の登録を受けた試験をいう。若しくは登録解体工事試験（同条第二号の表解体工事業の項第六号の登録を受けた試験をいう。）に合格した者及び能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者であつて(一)から(四)までに掲げる者以外の者

2 (略)

(六) (略)

四 (略)

という。の数（ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数に二までとする。）

(一) 建設業法第十五条第二号イに該当する者（同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しないものに限る。）

(二) (略)

(三) 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十八条第一号又は第二号に掲げる者であつて、(一)及び(二)に掲げる者以外の者

(四) (略)

(五) 建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによつて直ちに同法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎工工事試験（建設業法施行規則第七条の三第二号の表とび・土工事業の項第五号の登録を受けた試験をいう。若しくは登録解体工事試験（同条第二号の表解体工事業の項第四号の登録を受けた試験をいう。）に合格した者及び能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者であつて(一)から(四)までに掲げる者以外の者

2 (略)

(六) (略)

四 (略)

附 則
この告示は、令和六年十二月十七日から施行する。